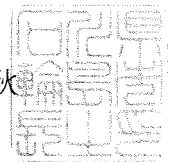


輪島市告示第 1 号

輪島市自治基本条例(平成 19 年輪島市条例第 56 号)第 26 条第 1 項の規定による住民投票実施請求を、平成 29 年 1 月 4 日に受理したので、輪島市住民投票条例(平成 19 年輪島市条例第 57 号)第 4 条第 4 項の規定により、請求の要旨を次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 4 日

輪島市長 梶 文 秋



1 住民投票実施請求代表者の住所及び氏名

輪島市門前町劔地レの 137 番地 板谷 外良

2 請求の要旨

大釜における産業廃棄物最終処分場建設に対し、過去 10 年間市議会、検討委員会や市区長会長会等が反対表明してきたが、平成 28 年 6 月の市議会において建設容認とも受け止められる議案を賛成多数で可決したので、住民の賛否を問いたく請求します。